

滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会設置要綱

(設置)

第1条 エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針となる「(仮称)新しいエネルギー社会の実現に向けた道筋」(以下「道筋」という。)を策定するにあたり、エネルギー問題に関する有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道筋の策定に向けた検討に関する意見・助言。
- (2) その他道筋の策定にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長、副座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、座長に事故あるとき、または欠けたときに座長の職務を代理する。
- 5 懇話会に必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から道筋策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、滋賀県知事公室長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、知事公室長が必要と認めたときは、非公開とすることができます。
- 3 知事公室長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県エネルギー政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、知事公室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

(別表)

滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会 委員名簿

[敬称略、五十音順]

氏名	団体・所属・役職等
伊原 智人 いはら ともひと	Green Earth Institute 株式会社 代表取締役
枝廣 淳子 えだひろ じゅんこ	幸せ経済社会研究所 所長 東京都市大学環境学部 教授
大和田 順子 おおわだ じゅんこ	一般社団法人バス・ビジネス・アライアンス 共同代表
橘川 武郎 たちかわ たけお	東京理科大学大学院イノベーション研究科 教授
◎ 植屋 治紀 うちや はるき	株式会社システム技術研究所 所長 京都エコエネルギー学院 学院長
安田 昌司 やすだ まさし	滋賀県立大学産学連携センター 教授
○ 横山 隆一 よこやま りょういち	早稲田大学名誉教授